

令和2年度

第3回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和2年12月24日（木）

午後2時開始

豊明市役所 新館1階 会議室4

令和2年度 第3回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和2年12月24日（木） 午後2時から
豊明市役所 新館1階 会議室4

出席者	公益代表	加藤誠（会長）松本昇（副会長）川辺二三子
	保険医・薬剤師代表	永田康夫（医師代表）松森正起（歯科医師代表） 太田満（薬剤師代表）
	被保険者代表	田口一子 今井和子
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 伊藤正弘 保険医療課長 伊藤克代 保険医療課 （栗田久美子）
傍聴者	0名	

令和2年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を令和2年12月24日（木）豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- （1）令和3年度国民健康保険税の改正について
- （2）令和3年度国民健康保険事業費納付金 仮算定結果について
- （3）その他

開始 午後2時

進行（課長）

それでは、本日は年末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより令和2年度第3回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、委員の先生からご挨拶があるそうですので、よろしくお願ひします。

委員

愛豊歯科医師会豊明支部の松森です。いつもお世話になっております。市長さんに一言お礼を言いたいと思ひましてこの場をお借りします。歯科医師会としては平成元年から8020運動を立ち上げて、80歳で20本の歯があれば何でも食べられるよという運動を進めてまいりました。最近、歯と口腔が全身に大いに影響があるということがようやく市民の皆さんに認知されてきました。歯が健康であると病気もあまりしない、医

療費もあまりかからない、歯が健康であることによって医療費を少なくすることができるのではないかと、各市町で歯科医師会として今取り組んでいる最中であります。

そのようなときにご存じの方もみえると思いますが、12月議会で来年4月施行予定の「歯と口腔の健康づくり推進条例」が上程され議員のみなさんに承認いただいて成立しました。市長さんには、まず、条例議案を出していただかなければ通りませんので、この場をお借りして、愛豊歯科医師会豊明支部を代表しまして、どうもありがとうございます。議事録に残す形で発言させていただきました。ありがとうございました。

進行（課長）

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆さま、こんにちは。今日は新型コロナウイルス感染防止のために窓を開けたままでやります。寒くてどうにもならないということがありましたらおっしゃってください。

今、松森先生からありましたが、実は我々が感謝申し上げなければならない立場でございます。歯と口腔の健康づくり条例については、歯科医師会様の方からお話しがあって、歯科医師会に負担がかかる話ですけれども、「是非やらせてください」ということで下準備をしてきて条例案を12月に出して4月に施行されるという状態でございます。

専門家の方からもおっしゃっていただいていますけれども、歯と口腔の健康は全身の健康につながっていく、健康寿命の延伸につながっていく話でございます。高齢化社会が進んでいる豊明市にとって非常に重要なことだと思います。何をするかについては、歯と口腔の健康づくりについてキャンペーンを張って広報誌の紙面とかいろんな形で、あるいはイベント等も集中してやっていきたいと思っております。

ただ、一方で新型コロナウイルスを収めないといけませんので、ワクチン接種もしていかないといけません。今日、永田先生もいらっしゃいますけれども、豊明市医師会の先生方のご指導を賜りながら、市民の皆さまに安全にワクチンを接種していく重要な事業が来年度まちがいなくある状態でございます。

今日は国民健康保険運営協議会の第3回の会議でございます。再三申し上げますけれども、いろんな委員会や協議会がある中で、おそらくこの協議会が一番負担が重いです。最終的に市民の来年度の国民健康保険税の税率を決めていく会議となっております。これを諮問させていただいて答申いただくと、そのまま議会へ出していく形となります。負担は重いですけれども、それぞれの立場の方にお集まりいただいているので、そういった意味では市民の皆さまを代表して参加いただいているので、忌憚のないご意見、そもそもが税の仕組みが難しい話となっておりますので、愛知県と豊明市のそれぞれの役割も非常に分かり難くなっておりますので、ご質問がありましたら、色々なところで議論を止めていただいて、そこを教えてくださいといった形でやっていってください。

今日は、来年度の税率を決めるわけではなく、課税限度額について、国が決められている

基準より低い状態となっていますので、それについての議論、それからおそらく1月になるかと思えますけれども、第4回の運営協議会へ向けて、税率を決めていかななくてはいけないわけですが、令和3年度国民健康保険事業費納付金の仮算定が出ていますので、それについてご説明申し上げて、下準備といいますか皆さまの情報を同じように共有しておきたいといった状態でございます。

再三申し上げますけれども、わからないことはどんどんご質問ください。よろしくお願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席をさせていただきます。

（ 市長退席 ）

進行（課長）

本日は、被保険者代表の佐野委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、過半数以上の出席でございますので、運営委員会規則第5条により、本日の会議は成立をいたします。

それでは、これより会長に議長になっていただきまして、会議を進めていただきたいと思えます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名いただく委員2名を決定したいと思います。議事録署名者には、保険医・薬剤師会代表の永田委員と公益代表の川辺委員、この2名の方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、今年第1回はコロナ感染関連がございまして、傷病手当金の支給についての是非を、緊急対策として書面により皆さまのご意見をお伺いして第1回を終了したという結果でございます。

第2回でございますけれども、7月30日に開催いたしまして、令和元年度の決算見込みと令和2年度の予算、それから制度改正についてご審議いただきました。

それで、本日第3回目でございますけれども、県の納付金の仮算定が出ました。それを事務局から説明いただき、来年1月には市長からの諮問に答える形で保険税を決定していきます。県から納付金の本算定が出ますのでそれを踏まえたうえで保険税を決定し

ていく、こういった運びになるかと思しますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿いまして議題が3つございます。(1) 令和3年度国民健康保険税の改正について事務局より説明いただきますので、よろしく申し上げます。

事務局説明

説明に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思えます。

(資料の確認)

では、内容の説明に入らせていただきます。

(資料に沿って説明)

◎国保税の課税限度額について

- ・国保税の課税限度額は、地方税法施行令で定められる(国基準)金額を超えない範囲で市町村が条例で定めることとなっている。
- ・現在の豊明市国保税の課税限度額については、医療分で2万円、介護分で1万円、国基準より下回っている状態。現在の国基準は今年4月1日から引き上げられたもので、豊明市は3月末までの国基準と同額である。
- ・来年度、課税限度額を国基準に合わせ、医療分について2万円、介護分については1万円引き上げ、それぞれ63万円と17万円としたい。
- ・課税限度額を国基準の改正から1年遅れで国基準に合わせて引き上げていくことは、平成28年度第2回国保運営協議会で協議され、方針として決定されたもの。
- ・限度額を国基準と同額とする理由は、課税限度額を国基準より低く抑えると、高所得者の保険税額が抑制され、中間層以下の方にその分の負担を求めることになるため。
- ・豊明市の限度額の改正が国基準額の改正より1年遅れる理由は、例年、課税限度額の改正令は年度末(3月31日)に公布され4月1日に施行される。本市の限度額を改正するには、議会の承認が必要なため、議会を開催する時間を要する。
- ・県内他市の状況は、38市中29市がすでに国基準と同額。残り9市のうち8市(本市含む)が1年遅れで国基準に合わせていく。平成30年度県域化以降、多くの市町村で限度額を国基準と同額とする方向。
- ・改定による影響として、試算上300万円ほど課税額が増え、限度越世帯が12世帯減る。

会長

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました。何かこの内容についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

よろしいですか。医療分の限度額が1市だけ低いところがありますが、来年度はどうされますか。市長さんの方針と以前聞きましたが、来年度はどうされるか情報はありますか。

事務局

はい。確認はしていなくて、情報としては持っていません。ただ、この医療分の限度額58万円というのは、2回前の国基準額ですね。一時は市長さんの方針とのことで限度額引き上げが凍結していたときがあったので、他市より限度額が低い状況ですが、今年度は引き上げが行われて2回前の金額になっています。来年度引き上げをするのか、引き上げても1回前の金額だろうと想像はしますが、はっきりとは掴んでいません。

委員

ありがとうございました。

会長

はい、そのほかありますか。

なければ、次の説明をさせていただいて、その後全体のご質問をお受けさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは(2)について、説明をお願いします。

事務局

それでは、(2)令和3年度国保事業費納付金仮算定の結果について、ご説明いたします。

(資料に沿って説明)

◎納付金算定の前提条件について

- ・納付金の算定にあたって、来年度の医療費及び被保険者数の推定値(県全体)は、今年度本算定と比較して、被保険者数は減少するが、医療費は増え、1人あたり医療費も増える予想。
- ・前期高齢者交付金、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金については、コロナの流行が来年度の医療費にどのような影響を及ぼすのか、仮算定時点では見込めず、1人あたり負担見込額等今年度の確定計数を使用。そのため、仮算定と本算定でかい離が生じる可能性がある。

◎納付金算定上の係数(公費)について

- ・激変緩和財源として、愛知県全体で約15.9億円が仮算定時点では確保。そのうち、市町村の納付金激変緩和措置に使用されているのは1.6億円で、14.3億円は県全体の減算に使用されている。市町村の激変緩和に使用される額は年々減っている。

◎仮算定結果(豊明市分)について

- ・来年度の仮算定納付金額(一般分)は約17億7,300万円。
- ・1人あたり納付金額の平成28年度から令和3年度まで5か年の単年度増加率が激変緩和措置対象となる一定割合を下回り、激変緩和措置対象から外れた。そのため、来年度納付金額(仮算定)は今年度納付金額(本算定)より3,000万円ほど増額。1人あたり納付金額も今年139,973円から142,844円に増額。
- ・激変緩和措置は年々減っており、対象市町村数も今年(本算定)は18市町村あったが、来年(仮算定)は8市町村となっている。
- ・来月、納付金額が確定(本算定)されたとき、例年は仮算定額より本算定額のほうが減額されてきたが、今年は増額する可能性もある。

会長

事務局の説明は終わりました。見ていただいた中で、ご質問、ご意見いただきたいと思えます。

委員

激変緩和対象となる一定割合102.79%、豊明市は102.57%のため今回対象外となった訳ですが、一定割合というのはずっと変わらないのですか。

事務局

激変緩和措置対象となる一定割合は、毎年計算されます。県全体で、平成28年度を基準に算定対象年度までの1人あたり納付金額の伸び率から単年度ごとに平均した伸び率を計算した「自然増」分に「+α%」した割合を一定割合としています。この一定割合と各市町村の納付金額の単年度増加率を比較し、単年度増加率が一定割合を超えた場合に激変緩和対象となります。

県としては、この激変緩和措置は令和5年度までで終了させるため、「+α」部分を少しずつ上げて激変緩和措置対象市町村を減らしていつている状態で、平成30年度の一定割合は101.95%でしたが、今回は102.79%となっています。各市町村の単年度増加率がこの割合を超えた場合に激変緩和措置対象となります。

豊明市の場合は、令和2年度まではずっと超えていたので激変緩和措置対象だったのですが、今回、令和3年度の納付金算定にあたっては対象から外れてしまった形となります。

委員

来年、一定割合はもう少し厳しくなるということですか。

事務局

そうですね。「+α」部分は算定してみても調整もあるので必ず上がるとは限りませんが、激変緩和を無くしていく方向には動いています。

委員

ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。そのほかございましたらお願いします。

会長

この激変緩和措置というのは、1回外れたら2度目はないということですか。

事務局

そうですね。今はまだ仮算定ですが、本算定でも外れた状態となりますと、来年は激変緩和措置対象から外れることが確定となり、今後は対象にはなりません。いったん外れたら、なれなくなります。

会長

令和5年までの時限措置は今回で途切れるということですね。

事務局

そうです。そういう形になります。

会長

そのほか、何かございましたら。

ないようでしたら、今度は本算定の数字が出たところで、1月の議論になるかと思えます。この時に市長からの諮問をいただきまして、それに対する回答をしていく形となろうかと思えます。次回1月28日ですね。

事務局

はい。本日、資料と一緒に次回開催通知を机上に配布させていただいておりますが、次回は1月28日、木曜日の午後2時からとなります。

会長

はい。よろしいでしょうか。

事務局、何かございましたらお願いします。

事務局

それでは、(3) その他で、赤字削減・解消計画の変更について、説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

◎赤字削減・解消計画とは

- ・国保財政を安定的に運営していくためには、収支のバランスが取れていることが必要であるが、実際には支出に対して収入が足りず、不足分を一般会計からの繰入金で補てんして収支を合わせていた。
- ・収入が不足する主な原因は保険税の不足で、加入者の保険税負担軽減のためとの保険者判断により、必要な収入額より少なく賦課徴収してきた。
- ・平成30年国保改革より、決算補てん目的の一般会計繰入金は解消すべき赤字と明確に定義され、計画的・段階的な削減・解消が求められることとなり、本市においても、赤字削減・解消計画に基づき、解消に向けた削減に取り組むこととなった。

◎本市の赤字削減・解消計画について

- ・解消すべき赤字額は、平成28年度決算における一般会計その他繰入金のうち、決算補てん目的の約3億6,300万円。
- ・計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間であるが、実際の赤字解消までの期間は10年程度(令和9～10年まで)を見込み、毎年4,100万円を削減目標とした。

◎計画の変更について

- ・平成30年度、令和元年度で、それぞれ目標額を大きく上回る額の赤字を削減することができたことから、計画の削減予定額を実績値に変更し、赤字解消までの期間を10年の予定から6年(令和5年度まで)に繰り上げた。
- ・赤字解消までの計画期間を令和5年度までに繰り上げた理由として、保険者努力支援制度による国からの交付金を少しでも多く獲得するため。
- ・保険者努力支援制度とは、保険者の医療費適正化に向けた取り組み等に対する国からの支援で、健診等の受診率や生活習慣病の重症化予防、保険税の収納率などが評価指標となっているが、昨年より赤字繰入削減についての評価指標が加わり、今年その指標が見直され、努力支援制度の中で非常に大きなウエイトを占めるようにな

った。

- ・豊明市は赤字繰入を平成30年度で約7,400万円、令和元年度は約8,100万円と予定削減額以上に削減しているが、解消計画期間が6年以上であることだけで、マイナスポイントとなってしまう。
- ・解消計画期間が6年以内であれば、予定削減額が達成できなくてもペナルティはない。マイナスポイントとはならない。
- ・今後も赤字繰入を解消するため保険税を上げていかなければならないが、その上げ幅を少しでも少なく、加入者の負担を少しでも緩和するために、保険税以外の収入を増やす、国からの交付金を少しでも多く獲得することが必要と判断し、計画期間を令和5年度までの6年間に変更した。
- ・計画期間を繰り上げたため、年度ごとの削減予定額が増えている。特に今年は新型コロナというマイナス要素が加わっているため、目標達成は難しいかもしれないが、削減へ向けて取り組んでいくことに変わりはない。

◎今後の予定

- ・来月、納付金の本算定が出たところで、来年度の保険税について改めて検討することになるが、今年、新型コロナウイルス感染症が市民生活に様々な影響を及ぼすこととなり、特に国保加入者はその影響を受ける方が非常に多いだろうと思っている。年金生活の方の年金額は変わらないが、自営業の方や非正規雇用の方などは大きな影響を受けていると考えられ、それらの方々はおよそ国保の方である。実際、今年度になってから、国保の加入者数が例年と比べて減っていない。去年は年間で600人以上減ったが、今年は前半で80人ほどしか減っておらず、雇止めなどで社会保険から国保に移られる方が増え、逆に会社に就職して国保から社会保険へ移行される方は減っている状況であることが、加入者数の動向からもわかる。
- ・これらの状況から、来年度の保険税については、できる限り税率の引き上げは行わない方向で考えたい。激変緩和措置対象から外れ、納付金額が増える状況ではあるが、そのときのためにこれまで基金を積んできたので、来年度はその基金を投入することで何とか凌ぎたいと思っている。ただしこれは、仮算定段階での考えであり、本算定で示される納付金額によっては、税率引き上げについて検討しなくてはならなくなるかもしれない。全ては本算定次第。

委員

ちょっといいですか。先ほど、6年計画でないとマイナスポイントという話がありましたが、計画を立てる段階で国のほうから指導はあったのですか。それと、他の市町村でもマイナスポイントとなった市町村は愛知県内であるのですか。

事務局

まず、計画を立てるとき、国からは何もペナルティの話はありませんでしたし、努力

支援の評価指標にもなっていませんでした。昨年度から新たに評価指標となり、計画期間が6年以内である方がポイントが取れるようにはなっていましたが、削減予定額を達成していれば6年以上の計画でもポイントがもらえました。それが、今年、削減予定額が全体額の10%以上という条件が急に付け加えられまして、この条件を満たさないために豊明市はマイナスとなってしまいました。

実は、昨年、一旦計画を変更しておりました、当初計画では平成30年度は新制度始まりの年であったことから削減予定をゼロとしていたのですが、決算では7,400万円ほど赤字繰入を削減できたので、その実績値を平成30年度削減予定額とし、翌年度以降の削減予定額を4,100万円から3,100万円にしました。これは、削減予定額が達成できないとポイントが取れないので、少しでも達成できないリスクを減らすためにしたことでした。

ところが、いざ今年の夏、評価指標が示されてみると、赤字解消について6年以上計画の場合、予定削減額が達成されているだけでなく、その予定額が10%以上でないと、達成できていないものと同じ評価とするということに指標がなっていて、愕然としたというわけです。昨年のうちにそのような指標が示されていれば、削減予定額を下げたりはしなかったとは思いましたが、今から計画をさらに変更しても今年の評価には反映できないということでした。

ですので、今回の計画変更も来年以降の評価のための変更ということになりますが、変更するのであれば、より高いポイントが取れる、また、目標達成できなくてもマイナスポイントにはならない、6年以内計画とすることにしました。実際には令和5年までに赤字繰入をゼロにするのは非常に厳しいことは重々承知ですが、1点でもポイントを多く取り、1円でも多く国からの交付金をもらう、そのことで少しでも保険税の負担を軽減したいということです。

それから、他の市町村の状況ですが、豊明市と同じように赤字繰入削減についてマイナスポイントとなっているところもありますし、赤字繰入は解消しているところもあります。愛知県は割合と裕福な県ですので、一般会計から赤字補てんの繰入をしている市町村は多いほうですが、全国的に見ると半数以上の市町村は赤字繰入をしていない状況です。地方の自治体では繰入する余裕が一般会計にない場合も多く、そのため保険税水準がすでに高い状態で、県域化したことでかえって保険税が下がったところもあります。

委員

愛知県内ではマイナスポイントとなったところは何市町村ですか。まさか豊明市だけということはないでしょう。

事務局

何市町村かは、資料が今手元にないのではっきりとはわかりませんが、担当者の記憶ですと10市町村くらいです。

委員

せっかく苦勞してやってみえるのに、抗議する方法はなかったんですか。ちょっと悔しいですね。事前に教えてくれていたらね。普通で言ったらおかしいですよ、初めから言ってくれないと。誰でも思いますよね。

事務局

そうなんですよ。本当にそうなんです。

会長

結構、国ってこういうことがあるんですよ。

事務局

そうなんですよね、去年のうちに言っておいてくれたらと私たちも思ったんですけど。

会長

はい、よろしいでしょうか。

委員の皆さんから何かございますか。全体的に、よろしいでしょうか。

事務局、何かありますか。

なければ、終了とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午後2時1分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。
